

受講料
無料

自己負担は
教材費のみ

パソコン基金訓練生募集

初心者からの パソコン基礎・応用科

申込締切
平成23年
9月13日
(火)

◎ホームページ作成の技術を習得したい方へ!!
事務職で必須のソフトと一緒にしっかりと学習できます!!

ワード

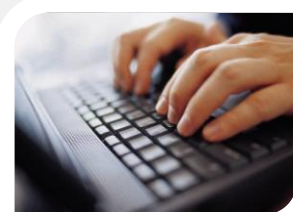
エクセル

パワーポイント

ホームページ作成

様々な分野で必要とされるPCスキル、専門的なスキルであるホームページ作成技術を習得することで、就職活動における選択肢が大幅に広がります。

この訓練で学習する内容をもとに、世界共通の認定資格であるMicrosoft Office Specialist (MOS)を取得すれば、ご自分のスキルをより明確に企業様へアピールできます。



◎雇用保険を受給できない方も受講可能です!!

非正規労働者・長期失業者など、雇用保険を受給できない方々の為の、再就職に必須のITスキル等を修得することを目的とした訓練です。

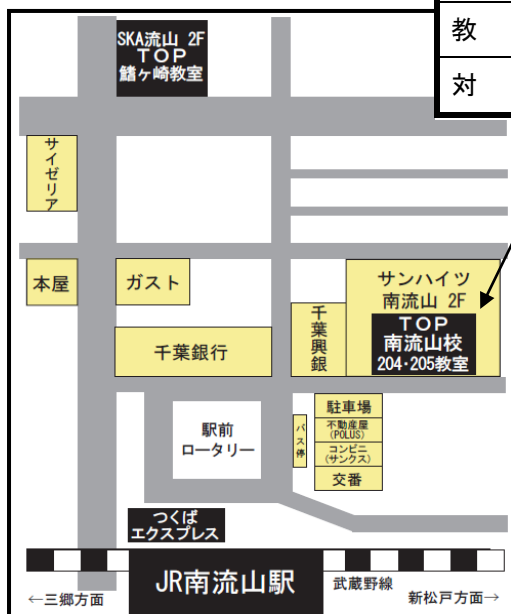
訓練・生活支援給付金

基金訓練を受講している間、一定の要件を満たす方は、10万円または12万円の訓練・生活支援給付金の支給を受けることができます。

※詳細は裏面をご覧ください。

訓練説明会
随時受付中

訓練期間	平成23年9月30日～平成23年12月26日(52日間)
訓練時間	9時20分～16時00分(祝祭日・土・日を除く)
訓練定員	20名
実施施設名	TOPパソコンスクール南流山校 鱈ヶ崎教室
募集期間	平成23年8月10日～平成23年9月13日
選考日	平成23年9月14日
選考結果通知日	平成23年9月14日
教材費	8,295円(支払日:訓練開始日)
対象者	パソコン操作初心者



【面接会場】

JR武蔵野線(北口)
つくばエクスプレス(A3出口)
「南流山駅」から徒歩1分(約80m)
お問い合わせは下記どうぞ

TOPパソコンスクール 南流山校

〒270-0163 流山市南流山 1-7-2 サンハイツ南流山 204

TEL: 04-7158-3555 FAX: 04-7110-0141

MAIL: info@toppasso.com URL: http://www.toppasso.com

お申し込みは居住地管轄のハローワークへ

初心者からのパソコン基礎・応用科 (認定番号:23-12-01-01-0379)

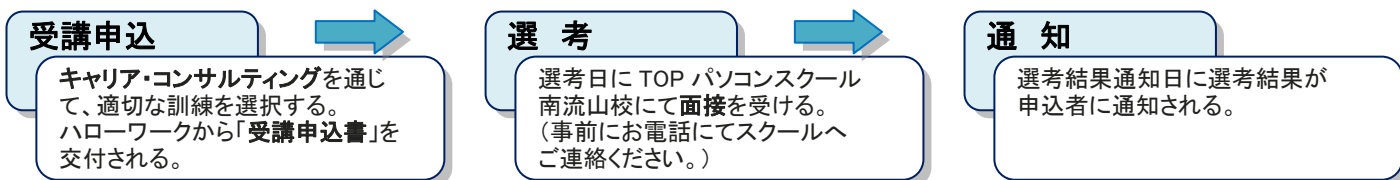
□ 目標

ワード、エクセル、パワーポイント（2007バージョン）、ホームページ作成の基本的な機能を習得。さらに、用途や目的に応じて、ビジネス文書作成・表計算を利用したデータの有効活用、プレゼンテーション作成、実行、ホームページ作成の仕組み、作成、更新作業、アップロード等、事務的職業に適した実務力を習得する。

□ カリキュラム

科目	内容
コンピュータ基礎(6時間)	パソコンの仕組み、OS・ソフトウェア、ファイル管理(フォルダ、ファイル、圧縮・解凍)、タッチタイピング
ネットワーク基礎(12時間)	ネットワーク基礎知識、ブラウザの基本操作、インターネット基礎、情報活用、電子メール基礎知識・活用、セキュリティ、PC利用の守るべきルール
就職支援(9時間)	ビジネスマナー等の習得。履歴書・職務経歴書等応募書類の作成方法、求人情報の収集方法、キャリアコンサルティングの実施(随時)
ワード基礎(18時間)	ビジネス文書作成基礎(書式設定、表作成、図形描画機能)、タッチタイピング
ワード応用(48時間)	効率的な文書作成機能、管理方法、白紙、テンプレートからの作成、編集、MOS試験対策
エクセル基礎(12時間)	表作成、書式設定、基本関数(SUM、IF、丸め関数等)、グラフ作成
エクセル応用(48時間)	条件付き書式、関数の応用、効率的な計算方法、データの分析、集計、関数を使用した表の作成、MOS試験対策
パワーポイント(54時間)	基本操作、アニメーションの設定、プレゼンテーションの実行・管理、テーマを決めて各自プレゼンテーションを作成・発表をする、MOS試験対策
ホームページ作成(66時間)	ホームページビルダーを使用してHP作成基礎・応用、アップロード、更新、CSS、HTML基礎、テーマを決めて各自HP作成・発表をする。
実務演習(24時間)	ワード:ビジネス文書作成 エクセル:関数・集計機能を使用してデータ分析のレポート作成 パワーポイント、ホームページ作成:テーマを決めて作成・発表をする。

□ 受講手続きの流れ



□ 訓練・生活支援給付金

基金訓練を受講している間、**一定の要件を満たす方**は、訓練・生活支援給付金の支給を受けることができます。

□ 支給対象者 — 次のすべてに該当する方 —

1. ハローワークに求職登録されている方で、ハローワーク所長のあっせんを受けて基金訓練または公共職業訓練を受講する方
2. 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
3. 世帯の主たる生計者である方(原則、申請時点の前年の状況による)
4. 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ、世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
5. 世帯全体で保有する金融資産の合計が800万円以下の方
6. 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
7. 過去3年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていない方
8. 就職安定資金融資(常用就職活動費)等及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方

□ 支援給付金支給額

被扶養者のいる方：月額12万円 それ以外の方：月額10万円

希望者には貸付を上乘せします。(訓練・生活支援資金融資 『上限額』単身者：月5万円、扶養家族を有する者：月8万円)。

※訓練・生活支援給付を受けた月数がそれ以前に訓練・生活支援給付を受けた月数と合計して24か月を超える場合、支給は終了します。

※訓練の出席日数が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

※算定基礎月における訓練日数が10日に満たない場合、支給されません。

※この給付金は、所得税の対象となるので確定申告が必要となる場合があります。